

## 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論を求める意見書

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

現在、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法は、国家の基本法として、我が国の直面する諸課題に的確に対処できることが求められる。

国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立に伴い憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

国家の基本規定である憲法は、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって狛江市議会は政府等に対し、国の責任において、日本国憲法について活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 28 日

東京都狛江市議会

平成 29 年 3 月 28 日 原案可決